

奨学金制度の拡充に関する意見書（案）

大学等の高等教育を受けるに当たり、奨学金の貸与を受ける学生が増加している。所得の減少や大学の授業料等の上昇を背景に、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業は、平成10年から平成26年までの間に、貸与人員で3.7倍、貸与額では4.9倍へと大幅に拡大し、今や学生の2人に1人が奨学金制度を利用している。

大学生等の教育を受ける権利を支えている奨学金のうち、有利子奨学金は、昭和59年に無利子奨学金の補完措置として導入されたものであるが、その後規模が拡大され、平成26年には貸与額のおよそ75%を占めるに至っている。加えて、無利子奨学金の貸与基準を満たしながら貸与を受けられていない学生が、4万人に上ることも明らかになっている。

また、貸与人員及び貸与額が増加する中で、非正規雇用の拡大などにより卒業後も安定した収入を得られず、奨学金の返還ができない事例が増加し、貸与を受けた既卒者の8人に1人が、延滞や返還期限の猶予を受ける深刻な事態ともなっている。返還への不安から、奨学金の貸与を受けずに長時間のアルバイトを行う学生や、進学を諦める学生も増えている。

こうした中、返還への不安と負担を軽減し、教育の機会均等を保障するにふさわしい奨学金制度への改革が早急に求められている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を全て無利子とするとともに、現在、有利子奨学金の貸与を受けている学生も無利子奨学金に切り換える制度を創設すること。
- 2 現行では通算して10年とされている返還猶予の期限規定の撤廃と所得要件の緩和、一律の延滞金の廃止などを行い、所得に応じた返還制度を確立すること。
- 3 給付型奨学金制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 日

東京都議会議長 高島 なおき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 宛て